条例等議案関係

議案番号	議案名	内容
報告	家庭教育支援	くまもと家庭教育支援条例(平成24年熊本県条例第88号)第
第18号	の推進に関す	11条の規定に基づく令和4年度(2022年度)の熊本県におけ
	る施策の報告	る家庭教育支援の推進に関する施策の報告
	について	

条例施行日:平成25年4月1日

推進体制 : 平成25年度に「くまもと家庭教育支援条例関係課連絡会議」を設置し、年2回開

催。(現在、総務部、健康福祉部、環境生活部、農林水産部、教育庁、警察本部の6

部局20課で構成)

1 令和4年度(2022年度)の主な取組みと成果

本県の家庭教育支援の推進に向け、5部局18課で72施策に取り組んだ。主なものは以下のとおり。

(1)親としての学びを支援する学習機会の提供(第12条関係)4部局5課7施策

保護者が家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

〇肥後っ子をまもる保護者教室(生活安全企画課)

警察署等において、子供の非行及び被害防止を目的とした保護者教室を開催した(10回)。 併せて、SNSに起因する子供の非行及び被害防止を目的とした広報啓発用動画を県警ホームページ等で配信(総再生・閲覧回数4,872回)。

また、啓発冊子「スマホに弱い大人の教科書」を県内全ての中学1年生(約16,000人)の保護者に配布するとともに県警ホームページに掲載し保護者への情報発信を行った。

(2) 親になるための学びの推進(第13条関係) 4部局6課8施策

子どもたちが家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことを支援 する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

〇くまもと「親の学び」プログラムの推進(中高生対象)(社会教育課)

くまもと「親の学び」プログラム(次世代編)を活用した講座を県内中学校及び県内高等学校で実施(196回、6,719名の参加)。また、キャリア教育の一環として、職業観とともに、自立とコミュニケーションカの育成を促した。

(3) 人材養成(第14条関係) 3部局7課13施策

指導者、教員、保育士等を対象とした研修会や講習を行う等、家庭教育を支援する人材の養成及び資質の向上を図る。

○現任保育士等研修事業(子ども未来課)

保育課題別重点研修において、児童虐待防止研修、発達障がい研修等の3つの項目で集合型及びオンライン研修を計6回(271名参加)実施。また、キャリアアップ研修では、乳児保育、幼児教育等8つの分野でオンデマンド形式による研修を実施し、5,882名の保育士等が参加。

(4) 家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進(第15条関係) 3部局7課14施策

子育ての支援を行う機関に対する補助、地域の人材を活用した家庭教育支援を行うなど、家庭教育の関係者が相互に連携し、協力して取り組む家庭教育活動を支援する。

○ひとり親家庭等学習支援・交流事業(子ども家庭福祉課)

家庭の事情、不安や悩み等を抱え学習に支障を来しているひとり親家庭等の子供たちに、 最寄りの地域で学びの場・安らぎの居場所を確保・提供する「地域の学習教室」を実施(教 室数は延べ193箇所、利用者は1,117名)。

(5) 相談体制の整備及び充実(第16条関係) 5部局7課12施策

家庭教育に悩む人たちを対象として、電話相談、面接相談等の相談体制の整備及び充実を図る。

○熊本時習館スクールソーシャルワーカー派遣事業(私学振興課)

スクールソーシャルワーカーを私立中学・高校に派遣し、関係機関と連携を図りながら、 生徒への修学環境の改善を進めるとともに、生徒本人や家族、学校を支援(延べ1,575件) した。

(6) 広報及び啓発(第17条関係) 4部局9課18施策

家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うとともに、教育における家庭の果たす役割及び責任の重要性について、県民の理解を深める広報及び啓発を行う。

○家庭から暴力をなくすキャンペーン(子ども家庭福祉課、障がい者支援課、男女参画・協働 推進課、認知症対策・地域ケア推進課)

新型コロナウイルスの影響で、DV(配偶者等からの暴力)や虐待の増加が懸念されるなか、関係機関との連携・協力のもと、県民の意識啓発を目的としたチラシの配布やポスター展示、県民や関係者を対象とした児童虐待防止シンポジウム(84人参加)及びDV防止講演会(63人参加)を実施した。

<令和4年度の成果>

- 1 コロナ禍での学習機会の減少による情報不足とつながりの希薄化への対応
- (1)教育委員会及び県警ホームページによるオンデマンド動画の配信(社会教育課 2,759回、県警4,872回)。また、オンライン講座等学習機会の提供(「親の学び」 オンライン講座16回)を行い、保護者同士のつながりの再構築を図った。
- 2 家庭教育を支援する人材育成と社会的気運の醸成
- (1) 指導者、教員、保育士、「親の学び」トレーナー等に対し活動・指導方法の研修を 行い地域での活動を促進した。
- (2)子育てや家庭教育を支援する「くまもと家庭教育支援チーム」の登録促進(新規登録69団体)や「家庭の日」の普及と「あったか家族コンクール」(総応募数4,009点)等の実施により家庭教育を支援する社会的気運の醸成を図った。
- 3 条例関係課の連携
- (1) 関係課で連携した12施策が行われた。
- (2) 連携を含めた条例に基づく施策の実施状況について、担当者による関係課作業部会で協議し全庁的に見直しを行った。

2 令和5年度(2023度)の主な施策

本県の家庭教育支援の推進に向け、6部局20課で79施策に取り組む(令和4年度比 1 部局2課7施策増)。主なものは次のとおり。

(1) 親としての学びを支援する学習機会の提供(第12条関係) 4部局5課6施策

ウィズコロナの状況において、対面だけでなくオンデマンド、オンラインでの講座、資料配布など様々な方法により、保護者が親として学ぶ機会を提供する。「親の学び」講座においては、園や学校、PTA等で機会をとらえて実施するとともに、学校の教職員や保護者が、スマートフォン等の安全利用について学ぶ「情報安全出前講座」や消費者の自立を支援する「消費生活出前講座」の開催、少年の非行防止及び健全育成に対する家庭の役割の認識を高める「肥後っ子をまもる保護者教室」等を引き続き開催する。

(2) 親になるための学びの推進(第13条関係) 6部局12課14施策

中高校生における「思春期からの性と生を育む事業」の実施や若年層への食の安全に係る学習機会の提供、私立幼稚園における高校生の保育体験の受入れや私立中学・高校における保育体験の推進に取り組む。また、「高校生の留学促進」や「消費者教育」など将来大人になるための様々な学びを各課連携してさらに推進する。また、生徒間のコミュニケーションを通して自立を育む「親の学び」次世代編講座の更なる普及と充実に取り組む。

(3)人材養成(第14条関係)3部局6課13施策

保育団体と連携し、保育士が児童虐待防止や発達障がい等について学びを深める「現任保育士等研修」の開催や子育て支援を行う幼稚園教員・保育士等を対象に職能等に応じた研修を開催する。また、地域での「親の学び」講座をファシリテートする「親の学び」トレーナーや進行役の人材育成に市町村と連携し、コロナ禍での経験不足を補う取組みを強化する。

(4) 家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進(第15条関係) 3部局7課14施策

生活保護、生活困窮世帯の子供に対し、塾形式及びSNS等を活用した学習支援や家庭訪問による生活習慣、育成環境の改善等子供や世帯の自立を促進する。また、家庭の事情や不安等を抱え学習に支障を来しているひとり親家庭等の子供たちを対象とした、「地域の学習教室」の充実を図る。さらに、「学校等警察連絡協議会」による関係機関の連携に取り組む。

(5)相談体制の整備及び充実(第16条関係)5部局8課13施策

「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」の派遣等、相談体制の充実を図るとともに、子育て中の保護者を対象とした「家庭教育電話相談」や少年や保護者から少年の非行、犯罪被害等に関する相談に対応する「肥後っ子テレホン」、熊本県ヤングケアラー相談支援センターによる相談支援、ニート、ひきこもり、不登校等様々な悩みや課題を抱える子どもや若者をサポートするワンストップ窓口である「熊本県子ども・若者総合相談センター」等、相談体制の更なる充実を図る。

(6) 広報及び啓発(第17条関係) 4部局9課19施策

家庭教育を支援する社会的気運を醸成するため、家庭教育支援功労者及び優良団体を表彰する「家庭教育支援関係者フォーラム」の開催、父親向け育児情報冊子「パパ手帳」及び「孫育て手帳」を配布し「家庭の日」の普及を行うとともに、家庭生活を見直すきっかけづくりとす

る「あったか家族コンクール」に取り組む。さらに、「熊本県子供輝き条例」や「肥後っ子の日」をはじめ、様々な子育てに関する情報を広く提供する。また、関係課で連携し「家庭から暴力をなくすキャンペーン」の充実を図る。さらに、県内の認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、中学校等が連携して、基本的な生活習慣の育成に関わる取組を一斉に実施する「くまもと早ね・早おき いきいきウィーク」の充実を図る。

<令和5年度の取組み>

6部局20課79施策に拡大し、将来大人になるための学びを推進するため、関係 課が行う様々な講座や学びを充実し、子育て中の保護者を対象とした相談活動の充実 を図る。また、ウィズコロナの状況において、対面だけではなくオンデマンド、オン ラインでの講座や研修会、資料配布等、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえ、 学校、家庭、地域、行政が連携し様々な家庭教育支援を実施するとともに、家庭教育 を支援する人材育成と社会的気運の醸成に取り組む。

- 1 大人になるための学びの推進と相談活動による家庭教育支援の実施
- (1) 中高校生における食の安全に係る学習機会の提供や高校生の保育体験の受入れ、 「高校生の留学促進」等、将来大人になるための様々な学びの更なる充実を図る。
- (2)子育て中の保護者を対象とした「家庭教育電話相談」やいじめ、不登校等への生徒指導上の悩みを持つ保護者に対して「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」の派遣等、福祉部局との連携を密にしながら相談体制の充実を図る。
- 2 保護者が家庭教育や子育てについて学ぶ機会の更なる提供
- (1)より多くの保護者に子育て支援や家庭教育支援が届くよう、対面の講座を基本としながらオンデマンドやオンラインを活用し、市町村と連携して保護者が学ぶ機会を提供する。また、講座等の実施によりコロナ禍で希薄になった保護者同士のつながりの再構築を図る。
- 3 家庭教育を支援する人材育成と社会的気運の醸成
- (1)子育て支援や家庭教育支援を行う幼稚園教員や保育士、「親の学び」トレーナー等の資質向上を図り、地域での活動の一層の活性化を図る。
- (2)子育てや家庭教育を支援する「くまもと家庭教育支援チーム」の登録促進や「家庭の日」の普及と「あったか家族コンクール」等の実施による、家庭教育を支援する社会的気運を醸成する。
- 4 条例関係課の連携

各課の取組みの周知及び啓発資料の配布、イベントの実施等において関係課が理解を深め連携を強化する。